

熊本県立大学後援会留学生危機管理サービス助成金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県立大学後援会（以下「後援会」という。）は、熊本県立大学の学生（以下「学生」という。）が、勉学の一環として海外の大学及び研修機関等において一定期間以上の留学・研修等を行うにあたり、熊本県立大学と日本エマージェンシーアシスタンス株式会社が令和元年7月1日に締結した「OSSMAPplus サービスに関する覚書（私費留学等用）」第4条に定める会費を支払った場合、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、次のとおりとする。

後援会会費を納入（分割納入を含む。）済みの学生（学部にも所属する者で、休学中の者を含む。）。

(助成対象留学・研修等)

第3条 助成金の交付対象となる留学・研修等は次のとおりとする。

- (1) 海外の大学又は研修機関等への留学、又はそれらの機関等で行う研修等（観光が主な内容の研修を除く。）であり、正味の留学又は研修期間が4日以上の場合。
- (2) 海外におけるボランティア活動で、正味のボランティア活動期間が4日以上ある場合。（各種の国際協力団体が企画するツアーへの参加を含む。）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表に定める助成額に、消費税相当額を加えた額とする。

| 渡航期間 | 助成額 | 渡航期間 | 助成額 | 渡航期間 | 助成額 |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1ヶ月 | 3,000円 | 5ヶ月 | 17,000円 | 9ヶ月 | 24,000円 |
| 2ヶ月 | 5,000円 | 6ヶ月 | 20,000円 | 10ヶ月 | 27,000円 |
| 3ヶ月 | 10,000円 | 7ヶ月 | 24,000円 | 11ヶ月 | 27,000円 |
| 4ヶ月 | 13,500円 | 8ヶ月 | 24,000円 | 12ヶ月 | 27,000円 |

(注) 助成金算定における1ヶ月の単位とは、期間の初日を起算日とし、翌月の起算日に応答する日の前日を終期とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者は、助成金交付申請書（別記第1号様式）及び領収書（後援会が適当と認める金額が記載された書類（以下、「領収書等」という。））の原本（やむを得ない場合は原本を提示し写し）を後援会会長あて提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 後援会会長は、前条による申請があった場合において、助成を適当と認めるときは、助成を決定し、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するとともに、助成金を本人に現金で交付する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和元年7月30日から施行する。